

告示

埼玉県告示第三百四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	川越日高線	川越市大字小仙波字雑敷八九一番一地先から 同市松江町一丁目一六番三地先まで
県道	深谷東松山線	深谷市上柴町東四丁目一九二番一・二〇地先から 同市幡羅町一丁目一〇番一地先まで
県道	深谷東松山線	熊谷市拾六間字女堀九五二番一地先から 同市大字三ヶ尻三五番三地先まで
県道	川越上尾線	川越市大字鴨田字深町一八六二番一地先から 同市鴨田氷川町一五八番一地先まで
県道	深谷嵐山線	深谷市大字折之口字狭山五七八番一地先から 同市田中二六一七番二地先まで
県道	熊谷児玉線	熊谷市三ヶ尻字山端五一〇番二地先から 同市三ヶ尻字女堀五四四番一地先まで
県道	弁財深谷線	深谷市東方字上宿二〇七一番五地先から 同市上増田字原三七八番二地先まで

二 指定する期日

令和四年四月一日